

甲府法人会たより



秋景（南アルプス市中野）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成28年11月

第132号

題字 芦澤会長



主な内容

巻頭役員寄稿

平成29年度税制改正に関する提言

法律相談Q&A

税務相談Q&A

巻頭役員寄稿

水素社会の到来に期待を抱く



公益社団法人 甲府法人会
副会長 高野 三雄

二〇一五年十二月十二日、フランス・パリで開催されたCOP21(気候変動枠組条約第二十一回締約国会議)で二〇二〇年以降、すべての国が協調して温暖化問題に取り組むための仕組みを示した「パリ協定」が採択されました。その中で全世界が「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して二度未満に抑えるために今世紀後半までには人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていける方向を目指す」ことに合意しました。

その三日後、トヨタ自動車から世界に先駆けて量産型FCEV(燃料電池自動車)「MIRAI」が発表されました。FCEVは、水素を燃料として、車載の燃料電池によって発電

し、その電気を動力源としてモーターを回して走る電気自動車です。水素と空気中の酸素で発電してその電気で走るため、走行においては二酸化炭素を発生せず、排出されるのは水だけであるため、究極のエコカーといわれています。

燃料供給インフラである水素ステーションもFCEVの市場投入に先駆けて、全国で四大都市圏を中心に相次いで立ち上げられ、本県においても、今年二月に甲府市内に甲信越エリアでは初めてとなる「イワタニ水素ステーション甲府」が開設されました。これまで国や地方のプロジェクトにより長年にわたり蓄積された水素・燃料電池の研究、社会実証からいよいよ本格的に運用される段階

を迎えました。

かつて、化学の勉強で「スイ(水素・H)、ヘー(ヘリウム・He)、リ(リチウム・Li)、ベ(ベリリウム・Be)…」と暗記した元素の周期表の中で最初に出てくる原子番号1番が水素(H)です。水素分子(H₂)は、無色無臭の気体で密度は気体・個体のいずれにおいても、全物質の中で最小かつ最軽量であり、通常は水や他の元素との化合物として存在し、可燃性で燃焼すれば酸素と結びついて水になるクリーンなガスです。

水素のエネルギーとしての利用範囲は、自動車にとどまらず、フォークリフトや船の動力源や家庭・業務用の熱電供給(コージェネレーション)、発電に至るまで幅広く、エネルギー資源の多くを海外に依存するわが国にとつて、産業や社会のシステムを大きく変える可能性を持つ資源として大きな期待が寄せられています。

その利用方法の一つである「燃料電池」は、水素と空気中の酸素で電気をつくる「発電装置」です。火力発電所のような従来型の発電に比べエネルギー損失が非常に少なく、発電効率が高いことが特長です。

本県は、国内でも有数の山梨大学

を中心に行われている燃料電池の研究開発を核として、水素のエネルギー利用にいち早く着目し、産業界とも連携して、燃料電池関連産業の集積・育成に取り組み、地域経済の活性化を図っています。また、「燃料電池バレー」構想を基に研究開発、人材育成、産業集積の拠点を形成し、太陽光や水力、バイオマスにより製造した水素を活用するクリーンで豊かな「未来の山梨」を築くことを目指しています。

国は、FCEVの普及目標を二〇三〇年に八〇万台、水素ステーションの整備も目標を二〇二五年度まで三二〇箇所としています。自動車の外にも、都市ガスやLPGガスから取り出した水素と空気中の酸素の化学反応により発電し、発生する熱を給湯に利用(熱電供給)する家庭用燃料電池「エネファーム」においても二〇三〇年には五三〇万台(全世帯の1割)の普及を目標にしています。

自動車と熱電供給から始まった水素のエネルギー利用は、「水素社会」の到来を告げ、燃料電池に関連する新産業の成長と私たちに未来の「温室効果ガス排出量ゼロ」の実現性への期待を抱かせてくれるものです。

(山梨交通株式会社 代表取締役社長)

甲府税務署との意見交換会

組織委員会を同時開催

平成二十八年七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても岡野署長をはじめ幹部職員の方々が転任され、新しく小野署長ほか幹部職員の皆様が着任されました。

八月二十三日、甲府富士屋ホテルにおいて、小野新署長をはじめ法人会関係部門の新幹部職員の皆様のご出席をいただき、意見交換会を開催しました。法人会から芦澤会長をはじめ本会役員、また当日開催した組織委員会に出席した委員や青年部会、女性部会の役員など約五十名が参加し、税務行政や法人会の各種活動について活発な意見交換を行いました。また意見交換会の前に開催した組織委員会においては、平成二十八年度末会員数四千社の回復を目指し、各支部の会員獲得目標を設定し、未加入法人に対して積極的な加入勧奨を行うことを確認しました。



組織委員会



意見交換会

富士山クリーン作戦に参加

八月六日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦」に、甲府法人会から芦澤会長をはじめ女性部会員や本会役職員及び甲府税務署幹部職員など三十一名が参加しました。富士山がユネスコの世界文化遺産に登録されて三年が経過し、例年同様に国内外からの多くの観光客などで賑わうなか、五合目ローターリー周辺の清掃活動やゴミの持ち帰りの啓発用ポケットティッシュの配布などを行いました。この清掃活動への参加は女性部会を中心に平成八年から続いています。



清掃活動に参加した皆様

法人会全国大会(長崎大会)

十月二十日、第三十三回法人会全国大会が長崎市の長崎ブリックホールにおいて開催され、甲府法人会から芦澤会長をはじめ七名が参加しました。

第一部は長崎総合科学大学教授のブライアン・バークガフ二氏による「地方が生き残るために長崎その歴史その魅力その未来」と題した講演が行われました。

続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや租税教育活動の事例発表が行われました。



芦澤会長他 参加者の皆様

平成二十九年 度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っております。本年も全国から寄せられたアンケートや税制改正要望をとりまとめた「平成二十九年 度税制改正に関する提言」が全国法人会総連合の理事会において決議されましたので、提言の内容をご紹介します。

はじめに

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が「曲がり角」に差しかかったとの指摘がなされている。アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れに愛調をきたしており、企業業績や個人消費へ悪影響を及ぼすことが懸念されているからである。

その背景にあるのは、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた日銀

による「異次元緩和」が限界にきたとの見方である。マイナス金利導入というまさに異次元の金融政策に踏み込んだにもかかわらず、依然として二%の物価目標達成が不透明だからであろう。

こうした中で、デフレ脱却を目指す安倍政権がとつたのは、消費税率一〇%への引き上げ再延期と大規模な経済対策の策定である。しかし、これらは税財政政策の重大な変更であり、国家的課題である財政健全化への悪影響が懸念される。

このままでは二〇二〇年度の基礎的財政収支黒字化という健全化目標の達成は極めて危うい。それは国民の将来不安を増幅し成長の阻害要因ともなる。ここは改めて健全化目標達成に向けて、歳出・歳入一体による強固な改革工程表を策定し、明確な道筋を示す必要がある。

アベノミクスの柱である成長戦略のさらなる強化も求められる。法人

実効税率は「二〇%台」が実現したが、その引き下げ効果を確実に発揮させねばならない。成長戦略の中核を担うべき規制改革では息切れが指摘されており、岩盤規制にさらに切り込む必要がある。

地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見えない形で示していくべきだろう。

世界経済は米国こそ拡大基調を維持しているものの、中国など新興国経済の減速に加えて英国の欧州連合(EU)離脱が現実問題となり、一段と不確実性が高まっている。こうした中で日本に必要なのは、真の経済再生に向けた不断の改革であろう。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産(GDP)の二倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「受益」と、その財源を借金ではなく税で賄う「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りしてきた財政規律の甘さである。それはとくに、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止めるには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年八月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率一〇%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められよう。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針二〇一六」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率一〇％への引き上げ再延期は、二〇一七年四月から二〇一九年一〇月へと二年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

二〇二〇年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P B）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、二〇一八年度のP B赤字対G D P比一％程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから事実上達成できなくなった。この中間目標は昨年に追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

二〇二〇年度のP B黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年七月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、二〇二〇年度には五・五兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

情である。

来年度予算編成では概算要求基準（シーリング）で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第二次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てるべき前年度剰余金などが財源として予定されているのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続ぎ、その残高がG D P比で約七割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信託を確保していくことが極めて重要である。

（一）消費税率一〇％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、二〇一九年一〇月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

（二）二〇一八年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では十八年度までの三年間で政策経費の増加額を一・六兆円（社会保障費一・五兆円、その他〇・一兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

（三）財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

（四）消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率一〇％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率一〇％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

（五）国債の信託が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後一〇年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率一〇％への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税一％分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するなら給付面の見直しを柱に安定財源を捻出するべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割

も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率八〇%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備す

るなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税率一〇%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度をめぐり「一票の格差」是正を目的に定数を「〇増一〇減」とする改正が行われたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていない。近年、税金が含

まれていく政治資金にも不適切とされる支出が目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減・歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率一〇%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も二年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率一〇%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は二〇一六年一月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報保護の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-Taxやe-LETAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を

続けているが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかかったとの見方が強くなってきた。日銀の「異次元緩和」に限界論が指摘され始めたうえ、依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになったと言える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率二〇％台」こそ実現したもの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の方針二〇一六」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成

長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成二十八年度二九・九七％、平成三十年度二九・七四％となり、政府が目指していたドイツ並みの「二〇％台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約二五％、アジア主要一〇カ国の平均は約二二％となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例一五％を時限措置(平成二十九年三月三十一日まで)

ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一・六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化するべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成二十九年三月三十一日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用

される中小法人の範囲（現行資本金一億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧

州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限（三分の二）の撤廃と相続税の納税猶予割合（八〇％）を二〇〇％に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ 地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超

高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的・持続的の実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保

や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口三〇万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すこと

が重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災については五年間の集中復興期間を終え、本年四月から「復興・創生期間（平成二十八年度（三十二年度））」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年四月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組ま

ねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的意見は紙面の都合上、省略いたします。》

平成29年度税制改正スローガン

[総論]

経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

[法人税]

中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！

[事業承継税制]

中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

法律相談

株主総会の承認のない決算書



古屋法律会計事務所
弁護士 古屋 俊仁

Q

「当社は青色申告法人の株式会社であり、30期（平成24年4月1日から平成25年3月31日）及び31期（平成25年4月1日から平成26年3月31日）の法人税の申告書を提出しました。しかし、多額の減価償却費が計上漏れであることに気がつきました。ここ数年当社では決算書を承認するための株主総会を開催していません。株主は10名に分散されており、1人で過半数を有する株主もいません。税務の詳しい方に相談したところ、法人税の申告は確定した決算に基づいてしなければならぬが、確定した決算とは、決算書類が株主総会で承認された決算をいうのであるが、当社ではその手続がされていないので、確定した決算に基づいて申告されたのではないから、今から計上漏れの減価償却費を計上した決算書を作成し、株主総会の承認を得て申告し直したらどうですか、といわれました。これが認められるのでしょうか。」

A

1. 法人税法74条1項は、法人は、「確定した決算に基づき」確定申告書を提出しなければならないと定めています。この規定はいわゆる確定決算主義といわれるものを

定めているものであり、確定した決算に基づきとは、法人はその決算に基づく計算書類を株主総会の承認を得た後、その承認を受けた決算書類に基づく利益金額を基礎に法人税法の規定に基づく調整をして所得金額を算出して申告するというものです。設問と同様の事件について福岡高裁平成19年6月19日判決は「法人税法がこのような確定決算主義を採っている趣旨は、法人税の課税所得については、会社の最高意思決定機関である株主総会の承認を受けた決算を基礎として計算させることにより、これが会社自身の意思として、かつ正確な所得が得られる蓋然性が高いという点にある。そうすると、同規定の「確定した決算に基づき」とは、株主総会の承認を受けた決算書類を基礎として所得及び法人税額の計算を行う意味と解すべきである。」と判示し、考え方を確認しています。

2. 「確定した決算に基づき」の意味するところは分かりますが、そうすると、株主総会の承認がない

決算書に基づいてされた申告は法人税法の規定に反するもので法人税の申告が無効になってしまい申告がなされなかったことになってしまいうのでしょうか。そうであるとすれば、今から決算書を作成し直して株主総会の承認を得て申告すれば、それが正当な申告書になるのでしょうか。これが問題の所在です。ところで、我が国の中小企業においては、決算承認のための株主総会が開催されないまま、法人税の申告書が提出されている例がたくさん見られます。これについて前記の判決においては「我が国の株式会社や有限会社の大部分を占める中小企業においては、株主総会又は社員総会の承認を経ることなく代表者や会計担当者等の一部の者のみで決算が組まれ、これに基づいて申告がなされているのが実情であり、このような実情の下では、決算書が株主総会又は社員総会の承認を経ていることを確定申告の効力要件とすることは実体に即応しないというべきであるから株主総会又は社員総会の承認を経っていない決算書類に基づい

て確定申告が行われたからといって、その確定申告が無効になると解するのは相当でない。」といっています。

3、このことについて、以前にも同様な事案で東京地裁昭和54年9月19日判決は、「確定申告自体が、実質的に、法人の意思決定に基づきなされたものと認められる限り、同条に基づく有効な申告として扱うものと解するのが相当である」と判示し、法人の実質的な意思を根拠に、株主総会の承認を経ていない決算に基づく確定申告の有効性を認めています。福岡高裁の前記判決は次のとおり続けて判示しています。「したがって、決算がなされていない状態で概算に基づき確定申告がなされた場合は無効にならざるを得ないが、当該会社が、年度末において、総勘定元帳の各勘定の閉鎖後の残高を基に決算を行って決算書類を作成し、これに基づいて確定申告した場合は、当該計算書類につき株主総会又は社員総会の承認が得られていなくても、当該確定申告は無効とはなら

ず、有効と解すべきである」と判示しました。

4、以上の通りですから、質問の会社の当初の確定申告は有効であり、その決算書において減価償却費を一部計上していない以上、決算書において損金処理することが損金となる要件とされる減価償却費について、後から減価償却費を計上した決算書を作成し、それについて株主総会の承認を経て、確定申告をすることはできないということとなります。

確定決算主義ということの意味について、従来株主総会の承認を得た決算書に基づき申告することを「確定した決算に基づく」と理解されていた実情を思うと、株主総会の承認のない決算書に基づいて確定申告がなされた場合、どのような事情があれば有効となり又は無効となるのかを、あらためて考えさせる判決であります。上記の通りの我が国の実情を考慮すると大変実務上重要な意味を持つものですので、参考に供することになりました。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国・地方自治体・関係機関

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした銀行金口座から、簡単な操作で即時又は隔日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付用届出書等の届出が必要です。
※届出書の提出が完了後、1週間程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用[※]できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続き
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

通付が
スピーディー

(注) 法定申告期限より9年以内、納税滞りや滞り等の場合は
追加書類の提出が必要となります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

国税庁HP
www.e-tax.go.jp

e-Tax

e-Tax

法人会全国青年の集い (北海道大会)に参加

九月九日、第三十回全国青年の集い(北海道大会)が北海道旭川市の大雪アリーナにおいて開催され、全国から約二千名が集い、甲府法人会青年部会からも七名が参加しました。

第一部の大会式典では、前日開催された租税教育活動プレゼンテーションの結果発表及び表彰式と最優秀に選ばれた青年部会の事例発表も行われました。続く第二部の記念講演では、スキージャンプのソチオリンピックメダリストの葛西紀明氏による「夢は、努力でかなえる」と題した講演が行われました。

平成二十九年度は高知県において開催される予定です。



講師の葛西紀明氏

「女子カパワーアップセミナー」 (山梨県連主催)

第二回セミナーに
甲府法人会から多数参加

九月十四日、山梨県連主催の今年度第二回「女子カパワーアップセミナー」が甲府法人会館において開催され、甲府法人会の会員企業から多くの女子社員が参加しました。

第二回目は各企業の中堅社員の方々を主な対象とし、自分の心による気を起こさせるスキルや人間関係を築くためのスキル、チームのモチベーションをアップさせるコツなどチーム力・コミュニケーション能力の向上を図ることを目指したセミナーでした。講師は山梨中銀経営コンサルティンクの岡本経済調査部長が務め、グループに分かれて様々なテーマに沿った活発なディスカッションや二人一組で行う作業、チーム力を競うグループワークなどを中心に行われました。

第三回セミナー(最終回)は、十一月十六日に管理職社員を対象に女性管理職による講演とリーダーシップ・コーチングスキル向上を図る内容で開催される予定です。

山梨県連主催「少年サッカー・税金教室」 甲府法人会から参加・協力

十月一日、山梨県法人会連合会主催の「少年サッカー・税金教室」が、山梨県内の少年サッカー十六チーム約二百三十名の小学生の参加により、山梨中銀スタジアムにおいて開催されました。

この活動は、山梨県法人会連合会が租税教育活動と社会貢献活動の一環として行う活動で、今年で七回目となります。山梨県連傘下の四法人会青年部会員が当日の運営を行い、甲府法人会からも多数の青年部会員が参加協力しました。

サッカー教室に入る前に、子供達に対する税の啓発活動としてクイズ形式による「税金教室」が行われ、税の社会における役割などについて楽しく学んでいました。

サッカー教室においては、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手である福田選手、畑尾選手、新井選手、柴村選手、渡邊選手と五名のアカ



ヴァンフォーレ甲府の選手も税金クイズに挑戦



子供達とプロ選手によるミニゲーム

デミコーチに講師を担当していただき、技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームも行われ、子供達は憧れのプロ選手とのゲームを楽しんでいました。また閉会式では「税金クイズ」の成績が優秀だった小学生に対してプロ選手のサイン入り色紙がプレゼントされるとともに、参加した小学生と保護者は当日のヴァンフォーレ甲府と横浜Fマリノスの試合に招待されました。

サッカー教室の様子は当日のテレビのニュースや翌日の新聞にも報道されました。

税 務 相 談

企業版ふるさと納税制度



東京地方税理士会甲府支部

税理士 太郎良 留美

平成28年度税制改正で「企業版ふるさと納税」が創設されましたが、その内容について教えてください。



個人が生まれ故郷などの地方公共団体に寄附を行う「ふるさと納税制度」は広く認知され実績を伸ばしています

が、企業にも地方創生の取り組みに寄附を行いたいという潜在的なニーズがあるのではないかと考えから創設されたのが「地方創生応援税制」、通称「企業版ふるさと納税」です。この制度は、地方公共団体が行う地方創生に効果の高い事業に対して法人が寄附を行った場合に税額控除の特例措置を講じる政策税制です。以下、制度の具体的な内容を見ていきます。

(1) 対象となる地方公共団体

企業版ふるさと納税の税額控除の特例措置は、青色申告法人が地方再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、国の認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を行う地方公共団体に寄附を行った場合に、当該法人は税額控除の適用を受けられます。なお、ほぼすべての地方公共団体が、平成27年度中に地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成28年度から本格的に戦略を実行しています。

ここで押さえておくべき注意点があります。まず、法人が本社の立地する

地方公共団体に対して行う寄附については、税額控除の対象にならない点です。これは、法人は本社所在団体に多額の納税で貢献していることに加え、両者の関係も強く寄附が集中しやすいことが想定されるためであり、他の地方公共団体にも寄附が回るように配慮されています。

また、前年度に地方交付税の不交付団体である都道府県、前年度に不交付団体であり、かつ、その全域が3大都市圏の既成市街地等である市区町村は対象外となります。これは、企業版ふるさと納税は、地方創生の事業を実施する地方公共団体に民間企業の資金を呼び込むことを目的とするものであるため、自主財源による事業執行が可能である不交付団体は、税制優遇措置を適用する必要性が低いと考えられたためです。ただし、人口減少が加速度的に進行している地方においては、特に重点的に地方創生に取り組む必要があることに鑑み、不交付団体の中でも、3大都市圏の既成市街地等に所在する市町村のみを対象外（具体的には平成28年度の場合、東京都、23特別区、東京圏の18市町が対象外）とされています。

(2) 優遇措置の内容

企業版ふるさと納税は、法人が国の認定を受けた地域再生計画に記載され

た事業に対して寄附を行った場合に、当該法人に係る法人住民税、法人事業税、法人税から、寄附額の3割相当額が税額控除されます。従来から、法人が地方公共団体に寄附を行った場合には、寄附額の全額が損金算入され、寄附額の約3割相当額の税負担が軽減される措置がありますが、この措置と企業版ふるさと納税を合わせて、寄附額の約6割相当が税制で負担軽減されることとなります。

企業にとり得る限り使いやすい制度とするため、幅広い分野の事業を対象とするとともに、一事業あたりの寄附額の下限は10万円と低く設定されています。一方で、企業版ふるさと納税制度による税額控除を寄附額の3割としたのは、寄附を行う民間企業も企業のイメージアップなどのPR効果といったものを見込んでいるはずであり、一定の自己負担は残すべきである、という考え方に基きます。

3割のうち2割は法人住民税で控除され、控除額の上限は当該法人の納税額の20%となっていることから、控除し切れない分は法人税から控除されます。なお、法人税の控除額の上限は、納税額の5%又は寄附額の1割のいずれか小さい額となります。また、3割のうち1割は法人事業税から控除し、控除額の上限は納税額の20%（地方法人特別税廃止後は15%）となります。

甲府税務署からのお知らせ

法人会会員の皆さん！マイナンバーの取扱いは万全ですか？

今年1月からマイナンバー制度が施行され、法人会会員の皆様には社会保険の手续や源泉徴収票の作成などのために、従業員などからマイナンバーの提出を受け、厳重に保管されていることと思います。

11月を迎え、年末調整事務、年明けの源泉徴収票・各種支払調書の作成、提出が迫ってまいりました。従業員、取引先からのマイナンバー取得も踏まえ、マイナンバー取扱いのおさらいをしてみませんか？

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- マイナンバーを取扱う人を、あらかじめ決めておきましょう。
(給料や社会保険料を取扱っている人など)
- マイナンバーを取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「各種支払調書作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」)を伝えましょう。
※ 受給者交付用の源泉徴収票には番号の記載は不要です。
- マイナンバーを取得する際には、番号が間違っていないかの確認(番号確認)と、番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。
①顔写真の付いている「マイナンバーカード」か、②マイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。
※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

＜マイナンバーの管理・保管＞

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。
※ 所管法令で保存が義務付けられている書類は、その保存期間まで保管することになります。
例えば「給与所得者の扶養控除等申告書」は、当該申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっているので、退職した従業員のマイナンバーでも、この期間は廃棄できません。

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバーのコールセンター(フリーダイヤル) **0120-95-0178**
平 日 9時30分～20時00分
土 日 祝 9時30分～17時30分
(年末年始12月29日～1月3日を除く)



(マイナンバー)

甲府法人会からのお知らせ

甲府法人会では以前から、税に関する各種の情報を発信するとともに、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用を推進してまいりました。今回は、①皆様に引き続きe-Taxをご利用いただくにあたっての注意点について、②来年の所得税確定申告時のマイナンバーの記載と本人確認についてお知らせします。

① 電子証明書の有効期限確認のお願い

e-Taxを利用した確定申告書を送信する際には、「電子証明書」が必要となります。平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告前に、電子証明書の有効期限（取得から3年間有効）の確認を行いましょう。

電子証明書の有効期限が切れていたり、有効期限が迫っている場合にはマイナンバーカードの申請を行い（マイナンバーカードには電子証明書が標準格納されます）、引き続きe-Tax利用できる環境の準備をしましょう。

※ マイナンバーカードの交付に関する御質問については、住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。



② マイナンバーの記載と本人確認について

平成28年分から所得税等の確定申告の際には、申告書への「マイナンバーの記載」と、「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要となります。

マイナンバーカードを利用し、ご自宅等からe-Taxで申告書を送信した場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となります。

○ 本人確認書類は以下の図のものとなります。

本人確認書類

★ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

★ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード - などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁HPで確認できます。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



山梨の 78%を 覆う森林

は、
山梨に降り
そそぐ光と水
を受け止め、私たちの暮らし
を支えています。
山梨の森林を健全な姿
で未来に引き継ぐための取り
組みに、森林環境税は役立
てられています。

森林環境税を使った取り組み

●森林は県民共通の財産 森林が有する多様な機能

山梨の78%を覆う森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、多くの公益的機能があります。

- 豊かな水をたくわえ、供給する働き
- 山くずれや洪水などを防止する働き
- 生活環境や生物多様性を守る働き
- 地球温暖化を防止する働き
- 木材などを生産する働き
- 自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ場としての働き

●森林環境税にご協力 いただいています

社会経済環境の変化に伴い、民有林の中には整備が行き届かず、荒廃が進んでいるところが多く見られるようになり、森林の持つ多様な公益的機能の低下が懸念されています。

これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持するためには、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要です。

こうしたことから山梨県では、平成24年4月から「森林環境税」を導入し、個人からは一人あたり年間500円を、法人からは年額の均等割額の5%相当額を負担いただき、公益的機能が発揮される森づくりを進めています。

県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

個人	
年額	500円
● 県内に住所がある方 ● 県内に事業所、事業所または事業所を有している方	
法人	
均等割額	の5%
● 県内に事業所、事業所、事業所を有している法人等	

●お問い合わせ

山梨県森林環境部森林環境課
山梨県総務部税務課
〇五五―二三三―一六三四
〇五五―二三三―一三八七

森林環境税を活用した取り組み

1 多様な公益的機能の維持・推進を図る森づくり

● 荒廃森林再生事業

荒廃した民有林において、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ再生するための間伐などを支援します。

● 里山再生事業

長期間放置され、低木や竹の繁茂によりヤブ化し、荒廃した里山林の手入れを支援します。

● 広葉樹の森づくり推進事業

水源かん養や生物多様性などの公益的機能を高めるために、広葉樹の植栽を支援します。

2 木材・木質バイオマスの利用促進

甲斐の木づかい推進事業

木とふれあう温もりある教育環境で、児童・生徒の森林への関心が高まるように、小・中学校における県産木材を使用した机や椅子の導入を支援します。

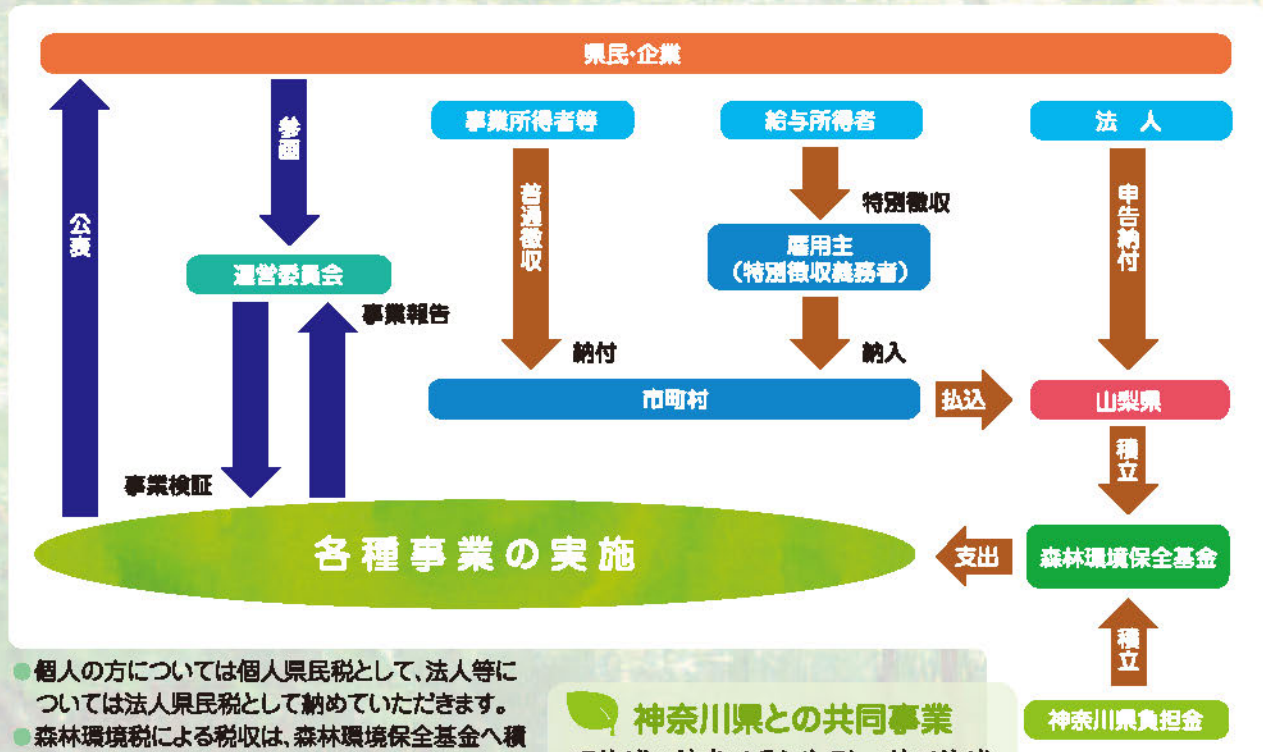
3 社会全体で支える仕組み

森林体験活動支援事業等

教育機関などが行う子どもたちの森林体験活動を通じた環境教育などへ助成します。

● 森林環境税の仕組み

下記の図は森林環境税による事業の流れを示しています。



よつびし総研の活動を通じて 「山梨の魅力」再発見



四菱まちづくり総合研究室
事務局長 吉澤明日香



私は、高等学校を卒業する前まで

は、地元である「山梨」に興味がありませんでした。山梨は田舎で何もない所だと思い込んでいました。それ故、甲府中心街に足を向けることもありませんでした。そんな私が山梨県立大学に入学して、「よつびし総研」の「おもてなしBOOK」を手にとって読んだときに衝撃を受けました。美味しそうな料理店、素敵な雑貨屋さん、古着屋さんなどが沢山掲載されていたからです。正直、こんな素敵で魅力的なお店が甲府中心街に沢山あるなんて思いませんでした。私はその時「この魅力を知らない人は私だけではないはず」と考えました。そして、自分も山梨の魅力を伝えてみたいと思い、「よつびし

し総研」に入りました。

よつびし総研ではさつそく「ピシランガイドプロジェクト」に参加して甲府中心街にあるお店を取材し、記事を書いています。そして、私たちが書き上げた原稿は、タウン企画様が毎週土曜日に発行なさっているタウン紙「かわせみ」に月一回くらいのペースで掲載していただいているので、ご覧になった方もいらっしゃるのでは無いでしょうか。お店の方に取材をするにつれて、山梨を思う気持ちや地元愛を感じることが出来ました。取材をさせていただいた後も何度も通っているお店もあります。また、オリオンスクエアにおいて「よつびし総研開所九周年記念式典」や「よつびし総研プレゼンツゆ

かた祭り」などのイベントを開催させていただきました。イベントでは、商店街の方や地元の方と交流が出来ることで情報交換や新たな出会いも生まれました。昔の商店街について伺いすることもでき、ご年配の方とお話をする機会が今までなかった私にとっても貴重な経験となっています。

私は、以前祖母が「昔の甲府中心街は人が多くて毎日賑わっていた楽しかったのよ」と話してくれたことを思い出しました。「今はスーパーで何でも買えるけれど、豆腐は豆腐屋さん、魚は魚屋さんのような個人商店で買っていた」とも話していました。また、「そのお店の奥さんと話をするのが楽しかった」と懐かしんでいました。祖母の話を聞いているうちに、私もそのような生活に憧れるようになりました。その後は、なるべく商店街に足を運ぶようにしています。しかしながら、残念ながらここに商店街には人がいません。中心街にはシャッター街、駐車場・駐輪場不足など問題は多くあります。人がいないというのは、とても寂しいものです。私は、昔とまではいかな

いですが、シャッター街を活気あるものにしたいと考えています。まずは、商店街の課題について考えていこうと思います。私がここまで山梨に興味を持てたのは「よつびし総研」のおかげだと思っています。

よつびし総研の活動を通じて感じたことは、発信することを感じていくことが大切ということです。これから学生目線で見えた地元である山梨の魅力を再発見するとともにより多くの人に発信していきたいです。(山梨県立大学

国際政策学部三年生)



特急あずさの50周年記念イベントにおいてハイカラさん隊として甲府の魅力をアピール(JR立川駅)

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます

(順不動・敬称略) (平成28年8月～10月)

正会員 法人名	所在地	所属支部
有限会社 あきやまビル	甲府市丸の内	春日西支部
有限会社 テラワン	韮崎市竜岡町	韮崎支部
株式会社 アーリーゴールド	甲斐市団子新居	双葉支部
株式会社 エムマート	甲府市愛宕町	富士川支部
有限会社 マツモト工業	北杜市武川町	武川支部
合同会社 First Beauty Action	甲府市上小河原町	大里・大国支部
株式会社 山宝	甲府市德行	貢川支部
株式会社 JMK MARUFUKU	甲府市中央	相生支部
有限会社 ワイ・エイチ・エス	甲斐市玉川	竜王支部
賛助会員 事業所名	所在地	所属支部
太郎良留美 税理士事務所	笛吹市石和町	その他
サクラメディカル 株式会社	東京都昭島市	その他
本田建築	笛吹市石和町	その他

平成28年度「小学生の税に関する習字展」優秀作品等の展示のお知らせ

優秀賞の作品 (27作品)

展示期間	展示場所
平成28年11月11日(金)～11月17日(木)	甲府駅北口ペDESTリアンデッキ
平成28年11月11日(金)～平成29年10月	甲府合同庁舎 1階(甲府駅北口)
平成28年11月11日(金)～平成29年10月	甲府法人会館 2階
平成28年12月1日(木)～平成29年1月31日(火)	山梨中央銀行柳町支店

優秀賞の作品 (27作品) 及び佳作の作品 (71作品)

展示期間	展示場所
平成28年11月11日(金)～11月23日(水)	オギノ田舎リバーサイド店
平成29年3月1日(水)～3月31日(金)	山梨県立県民文化ホール(コラニー文化ホール)

*優秀賞 (27作品) の紹介は次号 (平成29年1月発行) に掲載いたします。

研修会予定

○新設法人説明会

十一月十一日 甲府法人会館

【内容】○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について

○日常の取引に係る法人税法上の取扱について

○源泉徴収事務について

○決算法人説明会

十一月二十八日 甲府市総合市民会館

十一月十九日 甲府市総合市民会館

【内容】○決算の留意点について

○消費税について

○源泉徴収事務について

○源泉部会講習会

(第六回・最終講座)

十一月二十四日 東京エレクトロン・山梨文化ホール

十一月二十八日 アビオ甲府

【内容】初級・上級講座共通

「給与所得者の確定申告について」

○年末調整等説明会

十一月十四日 中央市玉穂生涯学習館

十一月十五日 甲斐市敷島総合文化会館

十一月十六日 北杜市須賀川総合交流ターミナル

十一月十七日 南アルプス市柳形生涯学習センター

十一月十八日 東京エレクトロン・山梨文化ホール

十一月二十四日 甲府市総合市民会館

十一月二十五日 甲府市総合市民会館

【内容】○給与支払報告書の書き方と提出方法

○法定調書の書き方と提出方法

○平成二十八年分年末調整のしかた

(山梨県法人会連合会主催のセミナー・講演会)

○女子力パワーアップセミナー

(第三回) 十一月十六日 甲府法人会館

【内容】

女性経営者による講演

リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

・リーダーシップとは何か

・メンタルヘルスとコンプライアンス

の重要性

・コーチングの基本的な考え方

・傾聴・承認・質問のスキル

・ほめ方・叱り方

・グループディスカッション(異業種交流)

○「新春講演会」

十一月十七日 甲府富士屋ホテル

講師 NHK大相撲解説者

舞の海 秀平氏

テーマ 「夢は必ずかなう」

発行所 公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央四丁目十二番二十一号

TEL 〇五五・二三七・七七七四

印刷所 株式会社 内田印刷所

発行日 平成二十八年十一月八日

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

項目 番号	点検項目	点検項目記入欄	点検結果記入欄
		点検結果	改善方針
18	繰越したところ繰越が1件あった。		点検会の可及不測を恐るため、経理上で繰越の理由を確認するよう促した。

○ 点検項目チェック表

項目番号	点検項目	点検結果			
		○	△	×	／
有価証券 管理手 続等	12 子会社と親会社の関係は一致していますか。	○	○		
	13 譲渡、売却による資産売却手続（登記）の完了状況、その経過が明らかにされていますか。	○	○		
	14 借入（返済）と関係の返済、一致していますか。	○	○		
	15 受取手続の開始と終了（受取手続記入欄）は定期的に開示されていますか。	○	○		
貸付金 管理手 続等	16 繰越金（貸付、買入）と貸付金に付する繰越残高が一致していますか。	○	○		
	17 借入がファイナンスになっている貸付金については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 借入が返済しているものについては、その繰越が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入会金（株主金、役員手続）に支障がある点については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 甲府法人会

電話番号 055-231-7774

URL info@kofuhojinkai.jp